

立法についての原理的考察

—プラトン著『法律』から見て—

国際ハイウェイ財団 佐藤博文

一、統一思想と政治（法律）論

（一）原理的政治論、経済論の必要性

今何故、統一原理、統一思想に基づいた「政治論」、「経済論」を確立することが緊急かつ重要な課題となっているのかという理由を述べよう。

① 「統一思想要綱」には、原相論、本性論、存在論、価値論、教育論、芸術論、歴史論等があるが、いわゆる社会科学の分野である「政治論」、「経済論」が記述されていない。統一原理、統一思想の目的があらゆる現実問題の根本解決であり、理想世界の実現である事を考えれば、現実社会に密接に関係する政治・経済分野に関する原理的な理念が明確な形で提示されていないことは、理想世界建設や統一運動の進展にとって、ゆゆしき問題である。統一原理や統一思想に基づく「政治論」や「経済論」なければ、政治や経済が主体の現実世界を統一運動がどうして理念的に導く事が出来るであろうか。いままでこれらの理論が確立していなかったことは、客観的に見て、従来の一統思想研究に欠落があったということ認めざるをえない。

② 社会の指導層である有識者、政治家、経済人等に統一運動の紹介をする場合に、統一原理、統一思想、統一運動などの講義や説明だけでは彼らは納得しない。現実問題解決のための各分野における理念や理論や具体的な諸方案の提示をしなければ、政治や経済の分野で現実問題を担当している彼らが納得して統一運動への賛同者となることは難しい。そこに「原理的政治論」、「原理的経済論」があれば彼らへの説得力が一段と高まるに違いない。

③ 天一国創建、新文明創造をなすためには、宗教的な理念だけでは無理がある。というのは、理想的な国家や文明を創造するわけであるから、少なくとも、その前提として、原理に基づく「文明論」、「国家論」等の理論構築をなしていなければならない。さらに、現実世界を動かさねばならないから、そのためには宗教理念を現実社会に適応した統一原理、統一思想に基づく「政治論」、「経済論」が必要であることは論じるまでもない。

④ また天一国「憲法」制定に際し、憲法の基本的な理念構築のためには、学問的にも裏付けられた、統一原理、統一思想に基づく「国家論」、「政治論」、「法

律論」等が必要となる。しっかりした理論や構想の基盤の上に天一国の憲法を制定しないと、天一国の法的基礎固めとともに、国家と国民に夢やビジョンを与え、感動と説得力のある憲法が出来ない。

⑤ そもそも統一思想は一切の既成思想の統一を期すものであり、統一原理の目的を達成しようとする実践法案である。この目的を達成するために絶対的価値観を提示し、すべての宗教・哲学・思想を統一し、その価値観の下に新文化、新文明を創建するものである。絶対的価値観に基づく思想を基盤としての新文化・文明の創建の目標は地上天国にある。統一思想が他の思想との関係で特徴的なことは地上天国創建に責任を持つようとするところにある。それ故、統一思想に基づく「政治論（国家論、法律論も含む）」、「経済論」が生まれなければならない。

（二）統一思想に基づく政治論（法律論）の確立

統一思想に基づく政治論、経済論の必要性について述べたが、全体のテーマが法律であるから、ここでは政治論に限定して論じることにする。それでは、統一思想に基づく政治論をいかにして確立するのか。全く新しく作り出すのではなく、歴史的に検証された政治思想、政治理論と統一原理、統一思想と比較検討することにより確立することが最も確実で現実的である。端的に言えば、主として、まず、古代ギリシャの哲人、ソクラテス、プラトン、アリストテレスの国家思想・法律思想・政治思想に焦点を当て、それらを、統一原理、統一思想と比較検討することから始めることを提案する。以下その根拠を示すことにする。

プラトンがアテネ近郊に国家指導者養成のため BC387 年に「アカデメイア」という学園を設立したが、その時から 2400 年目に当たるのが 2013 年、今年である。この時に合わせるかのように、近年、日本や米国で「プラトン回帰現象」とも言うべき傾向が見られる。2012 年 2 月に、「日本アカデメイア」が、プラトン研究の権威佐々木毅東大元総長、東大現総長、慶大現塾頭、経済界代表、官界代表者等が共同塾頭となって、設立された。目的は日本を指導する事の出来る公共人材の育成であり、物事を原理的・本質的に探求する知的能力の開発と各界の人材交流によってそれを成そうとしている。経済界では、孫正義ソフトバンク会長が未来の指導者養成のため 2010 年に「ソフトバンク・アカデメイア」を設立した。この二つともが日本版「プラトン・アカデメイア」であり、日本の危機的状況に対処し未来を切り開くことが出来る指導者養成機関である。アメリカでは「ハーバード大学白熱教室」で有名なマイケル・サンデル (Michael

J. Sandel) ハーバード大学教授の思想の原点はアリストテレスであるが、対話法による知的探求の手法はソクラテス、プラトンに由来する。

「ヨーロッパ哲学の伝統を最も無難な一般的なやり方で示すとすれば、この伝統はプラトンへの一連の脚注から成っている、と言うのがいいだろう。プラトンという時に私の念頭にあるのは、学者たちが彼の著作からいいかげんに描き出してきた思想の体系的図式などではない。私の考えているのは、プラトンの著作に散りばめられている豊かな普遍的観念のことである。」と英国の著名な数学者で哲学者のアルフред・ノース・ホワイトヘッド(A.N. Whitehead 1861～1947)が『過程と実在』(1929年)で言うように、プラトンが西洋の哲学・思想史の主流と成っていることは否定できない。アウグスチヌス(Augustinus)の『神の国』、トーマス・モア(Thomas More)の『ユートピア』も、実を言うと、プラトンの『国家』を手本にしている。イタリア・ルネッサンスも、フィレンチェのメディチ家が「プラトン・アカデミー」を開設し、知識人を集めプラトン哲学の研究を始めることを契機にして起こった。ボッカチオ、ラファエロ、ダビンチ達もここでプラトンの思想を学んでいたのである。

このように歴史的に、西欧社会では時代の転換期に於いて、幾度もプラトンに回帰してきたように、現代社会に於いても、再びプラトンに回帰し、思考方法や個人・社会・国家・世界のあるべき姿をプラトンに求めるようになってきている。プラトンに思考や理想世界の典型・範例(イデア)があるからである。時代の転換期に「プラトンへの回帰現象」が起こるのは、そこに「人間や社会・国家・世界のあるべき姿、原点」を探そうとするからである。

また、文鮮明先生はギリシャ哲学について次のように言及している。2008年8月18日、ヘリコプター墜落事故(7月19日)後、清平の訓読会にて、「この事故によって、これからは生死之権、ギリシャの哲学の平和の概念を中心として、神様の思想出発がどうなったかも分からないのに、そこまで解いて、これを編み直して解決することによってのみ、サタンが完全に後ろを向いて後退するしかなくなるのです。これは言葉だけではないのです。実験して実験通りにならなくてははいけないのです。悪は悪のままなくさなくてははいけないし、善を善のまま、天地の大権をもう一度復活させるのです。」と語った。

この言葉は、ソクラテス、プラトン、アリストテレス等により確立されたギリシャ哲学のなかの平和思想(国家論、政治論、法律論等)を統一原理の観点から解明し、不足なところは補ったりして、編み直して、この思想を克服して、統一原理、統一思想に基づくより高次の平和思想を打ち立てるべきであると解釈することができる。この方法は、統一思想の中で、政治論、国家論、法律論等のいわゆる社会科学分野の思想・理論の確立の現実的で有力な方法である。

プラトンやアリストテレスは、当時の地中海世界の数多くのポリス社会のケ

ースタディ（事例研究）をした上で、人間、社会、国家の現実や理想について徹底的に考え抜き、実験し、実践し、著作としてまとめ上げそれを後世に残した。重要なことは、かれらによりすでに2000年以上の前に、国家、法律、政治に関する基本的な思想、理論の基礎はほぼ完成されていたと見ることが出来ることだ。それ故、今に至るまで、彼らが提示した哲学、思想が、消滅することがなく、歴史の中に力強く命脈を保ち、現代の思想の根底を成し、歴史の転換点になると脚光を浴びるようになるのである。国家、法律、政治に関する彼らの代表的な著作として、プラトンの『国家』、『法律』、アリストテレスの『政治学』を取り上げることが出来る。

以上述べた理由から彼らの三部作を基本にして研究し、統一原理、統一思想の観点から編み直す（再構成する）ことが、統一思想の「政治論」「法律論」を確立することを可能とする有力な一里塚となるものと、筆者は考えている。

ここではテーマが法律であることから、プラトン多くの著作の中から、『法律』を中心に上げて、法律についての、特に理想国家・世界を創建するためにはどのように法律（憲法も含めて）を制定すべきかという、「立法」についての基本的な理念を紹介する中で、プラトンの政治・法思想と統一原理、統一思想との関連性を考察する。

（二）『法律』（プラトン著）に見る立法の基本原則

『法律』（プラトン著、岩波書店、森・池田・加来訳）からの抜粋により以下の内容を提示する。

①『法律』要約解説

プラトンの『法律』は、『エピノミス』を除けば、プラトンの三十余編の対話編の最後に位置する作品である。この著作は、プラトンが三度目のシケリア旅行から帰国（BC360年）してより、BC350年代の半ば頃から、彼がBC347年に八十歳で死ぬまでの間に、数年ないし十年近い歳月をかけて、未定稿のまま、まさに「書きながら死んだ」のだと推測されている。

プラトンの晩年最後の大作『法律』はクレテ島を舞台に展開する。主題は、新開地として与えられたクレテ島の一領域に植民国家としての「理想の都市国家（ポリス）」（マグネシアの国）を創設しようとするに際し、その国家の国制と法律をいかに定めるべきかを、立法者の立場に立って三人の人物（クレイニアヌス、メギロス、アテナイからの客人）が、論じ合って、最初からその国の法律を構想してみることにある。

かれらは、かつて栄えたクレテ文明の古い都クノソスで落ち合い、真夏（夏

至)の日の朝早く、その町を出発して、イデ山麓にある、ゼウスの社に参詣するために歩き出す。長い道程であるから「今日は道すがら、国制と法律について話したり聞いたりして時を過ごそう」とアテナイからの客人は提案する、という想定になっている。以下、本篇の内容全体を、巻を追って順次に、大筋だけを簡単に紹介しながら、理想国家の立法に関する基本原則の抽出を試みる。

(第一巻、二巻)

「アテナイからの客人　ねえ、あなた方、神様ですか、それとも誰か人間なのですか、あなた方のお国で法律制定の名誉をになっておられるのは。

クレイニアヌス　神様です、あなた、それは神様ですよ、一番正しい言い方をすればね。私たちの国ではゼウスですが、この方の出身地ラケダイモン(スパルタ)では人々の説ではアポロンだと思います。そうではありませんか。

メギロス　そうです。」(624A)という「法律制定の主人は誰か」というアテナイからの客人の問いかけから、『法律』は始まる。アテナイからの客人は、仲間の二人がクレテとスパルタという共にギリシャでも評判の高い国制の下で育った人だからという理由で、かれら二人の国の法律や制度を話題に取り上げる。そしてまず彼らの国の法律に規定されている共同食事や体育などの制度に着目し、それらの制度はすべて戦争における勝利を目標にしたものであることを指摘する。

しかしながら、国と国との場合だけでなく、村と村、家と家、個人と個人、あるいは個人の内部の関係の場合でも、一方が他方に打ち勝って相手を滅ぼすことよりも、相手と和解することで両者が互いに友愛関係になり、平和が保たれ方がよりよいことであるから、したがって立法者としては、戦争における勝利よりも、友愛と平和を最善と考えて、その目的のためにこそ立法すべきではないか、というふうにアテナイからの客人は説く(628A～E)。

また、スパルタの一詩人は外敵との戦いにおける勇者を賛美しているけれども、しかし、戦争には、外的との戦いよりももっと恐ろしい内乱があり、そしてこの内乱に於いて信頼できる人間は、勇気だけでなく、徳の全部を兼ね備えた者でなければならないから、それらの法律は、徳の一部である勇気、しかも徳の中では第四番目の最低の地位にある勇気だけを目指しているはずがなく、徳の全体が目標にされているはずだと言うことが注意される。そして思慮(知性)を第一位とした立法の目的である諸徳の序列と、そのほかにも考慮されるべき善の順位のことを語られる(629C～631D)。

(第三巻)

スパルタの国制およびそれと「兄弟の法律」を持つクレテの国制についての検討という、第一巻前半の主題に戻ることになる。それ以後の議論においてはドリア人の三国が建国当初は各国とも王と民衆の間には共通の法律が制定され

相互にも友好同盟の条約を結び、その上強力な軍団を持ち土地の分配その他の点でも大変恵まれた状況にあったにもかかわらず、スパルタを除く他の二国はまもなく滅亡し、スパルタ一国のみが存続したのはどういう理由によるのかが探求される。空論によるのではなく歴史の事実に基づいて、何が王国を滅ぼしたのかを探求することは、立派な国制がどうあるべきかを考察するためである。

他の二国の滅亡の原因は支配者の無知のためであり、つまり、王が権力に溺れて適度を守らず法律に従わなかったからである。これに対してスパルタの場合には幸運にも王家に双生児が生まれ王権が二分されて互いに掣肘し合ったために、またその後には、「神のごとき」立法者が現れて長老会の制度を設けたり、つづいては、監督官が選ばれたりしたことで王権が制約されたために、王の権力は適度を保つことになったが、それがその国制を存続させた秘密であるとされる(691E~692B)。

このスパルタの国制についての歴史的考察から、いわゆる「権力の分立」に基づいた支配権力の適度な混合こそ国制の原則でなければならないこと、したがってまた、立法者としては、支配者は思慮を持ち、被支配者たちは自由を享受し、そして両者の間は友愛によって結ばれることを立法の目的としなければならないということが語られる。

それにつづいて、アテナイからの客人は、ペルシャ王朝の盛衰とアテナイの民主制の推移を考察し、上述の歴史の教訓をさらに確認しようとする。ペルシャについては、キュロス王の時代には王には思慮があり国民の間には自由と友愛があったが、次の王は教育が悪かったため思慮を欠き、次第に過度の専制に走って国民は隷属状態に陥り、友愛も公共心も失われ王権そのものも滅びてしまったこと、その後ダレイオスがもう一度ペルシャを復興したけれども、その次の王はまた同じように専制に走って不運な最期を遂げたことが述べられる(694A~695E)。

他方、アテナイについては、ペルシャ戦争当時は、人々は慎みの心を持ち、彼らの自由は、法律を主人とし、それに服従する自由であったのに、やがて音楽についての法律が守られなくなったことから端を発し、その自由は次第に、法律も支配者も両親も年長者も無視する身勝手な自由となり、過度の自由が生ずることになった経緯が語られる。かくして、以上の考察にもとづいて、ペルシャの過度な専制(君主制)でもなく、アテナイの過度な自由(民主制)でもなくその両者の適度な混合こそ望ましい国制の姿であることが示されている。このように望ましい国制の原則が明らかにされ、また立法者の目指すべき目標は思慮と自由と友愛の三つであることが確認された(698B~701E)。

(第四卷)

この新しい国家の国制をどのようにすべきかという話題に移る。その点につ

いては、スパルタの国制もクノソスの国制も単純に王制とか貴族制とか民主制とかという一つの名称で呼ぶのが困難であるように、この国の国制もそういった従来一般の国制であってはならないとする。上述のような国制はどれも、国民の一部分を主人として、その支配に隷属しながら支配権を持つその主人の名前に因んで名づけられているにすぎないからである。

そこで、この国が、もし立派に治められるべきだとすれば、平和と幸福であったと物語に伝えられているような、あのクロノスの時代の統治、つまり、驕りや不正に満たされずに人の世を絶対の支配者として統治できるほどの人間は誰もいないし、死すべきもの（人間）が支配する国はいかなる国も不幸や労苦から逃れる術はないとの認識の下、人間によってではなく、神々に近いダイモンたちによって支配されていた時代の生活を模倣しなければならないとして、その為には神的な「知性の行う規制」を「法律」と名づけてこの法律に服しながら、国家も家も整えるのでなければならないと、アテナイからの客人は説く。つまり、一言で言えば、この国は「法律の支配」している国でなければならないとされるのである(713B~714C)。

もっとも世間には、法律とは、そのときの支配者（強者）の利益をはかるものだという間違った考えを持つ者もいるが、真の法律は、「国家全体の公共のためを目的にしたもの」でなくてはならず、かりにもし法律が、一部の人のために定められているようなら、そのような法律を定める者は、国家の市民ではなくて、党派の人間であろうと言われている。そこでまた、この国家は、法律に最もよく服従する者が支配者になるべきであるとし、そしてその支配者は「法律の下僕」と呼ばれるのがふさわしいとされる(714D~715D)。結婚が国家誕生の出発点だから、結婚に関する法律制定を第一とする。

以上のことが確認されたあとで、その次には、この国に入籍する人たちはすでにこの土地に到着して現にこの場所にいる者と想定して、植民者たちに対する「呼びかけ」が行われることになる。ところでこの呼びかけが、後に制定されるはずの法律全体に対してその「序文」に当たるから、アテナイからの客人は、ここで法律には「序文」が必要であることを次のように説明している。

すなわち立法者は、単に法律の本文だけを定めて強制したり処罰したりするのは充分でなく、立法される相手側の者が心から進んで従うように、法律にはその序文としての勧告や説得の言葉を付け加えなければならないと言う。説得と強制とを併用する二重のやり方（複式の法律）をするほうが単なる強制だけの単純なやり方（単式の法律）をするよりもまさっていることを説く。これから制定されることになる個々の法律に対しても多くの場合、そのような「序文」が付け加えられることになる(720~722)。

（第五巻）

まず神々に続いて魂が尊敬されるべきこと、および、魂の正しい尊敬の仕方が語られ、ついで、身体や財産の尊重の仕方のことから、親族、友人、同胞、外国人に対する態度のことまで話は及ぶ。さらに、個人としての正しいあり方に係わる道德の問題にも触れ、有徳の生活が快適な生活でもあることを論じてこの「序文」は終わっている。

序文の次には、法律そのものの制定に入るはずであるが、その前にもう少し新国家の建設が具体的に進められなければならないから、第五巻の残りではその点が語られる。まず、入植者の数、新国家の市民の数（世帯）は五千四十とされる。そしてこの五千四十の市民（世帯）に分配地と家が与えられる。もっとも最善の国制という見地から言えば、妻子も土地財産もすべて共有にするのが望ましいことではあるが、「熟慮と経験を積みば国家の建設というものは、最善というわけにはいかず次善にならざるを得ないことが分かるだろう」（739A）という認識に立って土地と家は各市民に分配され私有が認められる。

しかし出来るだけ最善の国制に近いものにするためには、この分配地は個人や一族に属すると言うよりは、ほんらいは国家公共体に属するもの、神に捧げられた聖なるものとして、その売買や譲渡は禁止される（私有にして公有）。またこの五千四十という分配地の数を常に不変に保つために相続の規定とか、刑罰によっても没収されてはならないとかいうような規定が、のちにいろいろと工夫されることになるわけである。ただし、土地と家以外に財産については、すべての市民が全く平等というわけにはゆかず、市民はその財産額に応じ第一、第二、第三、第四の四階級に分類される。つまり分配地の評価額を下限（貧困の限界）として、それを尺度に、その二倍、三倍、四倍の財産を持つ者ということで、それぞれの財産階級に所属させられる（743D～745B）。

なお市民には一定に控除額を除いて全財産を申告させ、分配地の評価額の四倍を超える財産は、国家と神に捧げられ、また分配地以外の財産は総て公簿に記録され役人の管理下に置かる。

そしてそのほかにも国内通貨だけの所有を認め、金銀の所有を禁止するとか、あるいは結婚の持参金や利貸し行為を禁止する規定もあり、それに市民は商業や手工業には従事できない建前になっているから、この国の市民には多くの財を蓄える途はほとんどない。このような規定はむろん出来るだけ市民の財産の平等化を図り、内乱や分裂の原因となる貧富の両極端を防ぐための方策であるが、しかし根本的には、貧乏と富とが人間の性格に及ぼす道德的な悪影響を考えてのことである。財産への配慮は、魂、身体について、最後のことにしなければならないという（742A～744D）、先に述べられた法の序文の趣旨もそこにあった。

（第六巻）

以上で一応、新国家の下地は描かれたものとして、ここからいよいよ制度および法律の制定に取りかかる。前半は、この国に設けられるべき各種の官職と役人の選出方法およびその職務内容の説明である。この国の官職の中で最も特色のあるものでありまた行政上の最高の役人である**護法官**をはじめ、将軍その他の軍事関係の役人、**政務審議会**とその執行部、宗教関係の諸役人、地方、都市、市場それぞれの保安官、音楽および体育を管理する役人、そして**教育監**について、その人数、選出の仕方、およびその職務内容のことが詳細に述べられており、それについて、裁判制度のこともここで取り上げられている。

私事に関する訴訟について**三審制**が採用され、三種類の法廷—隣人法廷、部族民法廷、第三（最高）法廷—が設置されており、特に最後の第三法廷はこの国独特のものであるから、その裁判官（選抜裁判官）の選出方法が詳しく述べられている。第六巻の後半から主として述べられているのは**結婚に関する諸規定**である。結婚から出産、育児へと話題が広がる。

（第七巻）

子供の養育と教育に関して広範な諸規則や勧告が述べられる。胎教のことから始まり、三歳までの幼児の性格作りのこと、三歳から六歳までも子供も遊技を通しての躰のこと、六歳以後は男女を別々にして武術の稽古を始めることなどが述べられることになる。つづいて、**学習は身体のための体育と精神のための音楽（学芸）**とに分けられ、その両者についての説明がなされ、そしてこの巻ではとくに音楽（歌と踊り）についての諸規則が定められる。

さらに国家が教育を管理すべきであるという立場に立って、教育施設のことや、教育の義務、**男女平等の教育**、また学科内容としての読み書き、堅琴、算数、**天文学**についての学習期間や学習程度のことなどが詳しく説明されている。

（第八巻）

この巻のはじめは前者で規定された体育訓練に関することが取り扱われるが、ここで注目されるのは、**各種の体育競技は戦いに備えて、実践に役立つもの、実践を模倣したものでなければならない**とされている点である（829BC）。つづいて、話題は一転して**愛と性の問題**が取り上げられ、**不自然な同性愛を禁じ一夫一婦制を守る**ことが強調される（836A～C）。

そして第八巻の残りの三分の一では経済生活全般に関する諸規則が述べられる。注目すべきことは、市民は土地所有者であるけれども、公共の仕事と国土の防衛に専念し、農耕は主として奴隷に当たらせ、また商業や手工業には一人一業を原則として在留外人だけが携わることになっている点である。

（第九巻）

この巻の内容は各種の犯罪と刑罰についての諸規定である。たしかにこの国は立派な政治が行われて徳を実行するのによい条件はすべて備わっているはず

であるから、そのようなことについて立法するのは恥ずかしいことであるが、しかし人間の本性の弱さを考えればそれもやむを得ないし、この国には市民の他に奴隷や外国人もいることだから、その必要はあるとされる。そこでまず、神殿荒らしの犯罪からはじめて、国制転覆剤、反逆罪という国家公共に対する重大犯罪についての罰則と、そのような事件についての裁判の進め方が語られる。

一般には犯罪は単純に故意によるものとそうでないものとで区別するのではなく、損害行為と不正行為とによって区別する。つまり不正行為の方は、その人の悪しき性格に基づいて成される損害行為であって、それは単なる損害行為と区別されるべきだという。したがって損害行為に対しては、その損害を賠償させるだけでよいが、不正行為に対しては、与えた損害を賠償させた上で、二度と再びそのような行為をしないように、教育や処罰によってその人の性格を治療矯正するようにしなければならない、と言われる。つまり刑罰は矯正治療の手段であるという教育刑的な考えが採られている。

(第十卷)

不敬罪が主題であるが、第十巻のほとんど全部は、その法律のための「序文」となっている。なおこの序文はプラトンの「神学論」とも言われ、また「自然神学(哲学的神学)」の歴史上最初のものでされて、本篇の中で最もよく読まれ広く知られている部分である。

その内容は神々についての三つの誤った考え、すなわち、神々は存在しないという考え、およびは存在しても人間のことに無関心で気づかなくてはくれないという考え、および、神々は存在するし、かつ人間のことを配慮してくれるとしても、犠牲や祈願によって容易に買収されるという考え、この三つの考えを反駁することにある(884~885)。ところで特に若者たちが神々に対して暴慢な振る舞いをするのは、神々についてのそういった間違った考えが原因なのであるが、しかしそのような考えは、実はその背後に自然や偶然を技術よりも優先させる「現代の知者たち」のいわゆる唯物論的自然観があつて、それに毒されて生じたものであることが注意される(885C~888E)。

そこで、まず、そういった知者たちの無神論的な自然学説の概要を紹介した後で、これを反駁するという仕方で、神々の存在は証明されることになるのであるが、その証明の要点は簡単に言えばこうである。

すなわちまず、運動変化の種類を数えあげた上で、それらの中で自分で自分を動かす運動が第一のものであり、その他のすべての運動変化の始原であること、ところで、この自分で自分を動かす運動とは魂のことであるから、特に諸天体の規則正しい運動は知性を備えた最善の魂の働きによるものであること、そういった最善の魂を神と見なすならば神々は存在するということである(889~898)。

ついでに、神々は人間のことに配慮しているということも、さらに、神々は買収されるようなものではないということも順次に証明されている

(第十一、十二巻)

確立され制定されたこれまでの国制と法律の保全策が、第十二巻の終わりで問題にされる。その保全策として提案されるのが有名な「夜明け前の会議」の設立である。監査官全員と護法官たちの内で最年長者十名と、護法官の中から選出された教育監とで構成、各々三十歳から四十歳までの年齢の者で自分が適当と思ひ会議の構成員全員で承認された若い人一人を伴って出席する。会議は、毎日、夜明け前から太陽の昇るまでの最も暇な時間に開かれ、自国の法律に関すること、それに関連して重要な問題で国外で耳にしたこと、法律の考察に有益な学問のことなどについて話し合われる(961～967)。

この会議は国家の頭脳に当たる位置、若い会員たちは鋭敏な目と耳の役割、年長の会員たちは知性の役割を果たしながら、知性と感覚との協同によって国家全体の安全を保つべきものとされているのである。そしてその為には、会員全体が、とりわけ若い会員たちは高度な教育を受けて、彼らが立法の目標である徳については「多の中に一なる形相」を見ることが出来ると共に、神々の存在、魂の本姓、諸天体を支配している知性などについても確固たる認識を持って、「真の意味での法律の守護者」となることが要請されているのである。

そしてそのような認識を持つためには、それに必要な予備学問も学ばなければならないのであるが、これらの学問は『国家』に於いて哲学の予備学問とされたものと同じ数学的諸学科のことが考えられているのだが、その会議の会員たちがそういった教育を受けた上で、哲学的知識に基づきながら、真の国守りとなるように法律によって定め、国家をその人たちに委ねることが提案されて(967～969)、本篇は終わっている。

②『国家』との比較

「言葉によって」国家のモデルを作ることはプラトンの他の著作『国家』に於いても行われており、その点では『法律』と共通するところがあるが、目的や意図の点で両者には歴然たる相違がある。

『国家』においては、正義とは何か、正しい人間は本当に幸福であるかという問題を直接の考察対象としながら、そのことをいきなり個人の場合について考えるには色々と困難な事情があるから、まず、正しい国家、最善の国家を言葉の上で作ってみて、そのいわば「大文字」の中に於いて正義の持つ意味を明らかにしようとするものであった。したがって『国家』においては国を作る目的がそのようなことに限られている以上、最善の国制はどうあるべきかという原則論を述べるに留まり、その国の具体的な制度や法律のことはほとんど言及

されずに、その国の守護者となるべき者は私有財産の所有を禁止されるとか、妻子を共有すべきであるとか、そのいわゆる「理想国」実現の条件としての哲人王のこととか、さらには、支配者の哲学的教育のこととかが主に論じられているだけであって、この教育さえ立派に行われるなら細々としたことは立法するまでもないとして省略されていたのである。

そして、その「理想国」は文字どおりにユートピアであって「この地上にどこにも存在しない国」であり、「それは恐らく理想的な範例として天上に捧げられて存在するであろう」と言われた。じつは、『国家』の場合には「その国が現にどこにあるかどうか、あるいは将来存在するだろうかということ、どちらでもよいこと」なのであって、その国を模範として「これを見ようと望む者、そしてこれを見ながら自分自身の内に国家を建設しようと望む者のために」、つまり、「自己の内なる国制」を最善のものにしようとする者のためにその国家は作られたと言われている。

これに対して、『法律』のモデル国家の場合は、クレテ島内の一定の地域に建設されることになっている。そして その国土の地理的条件をはじめとして、入植者の出身地も、五千四十という入植者の世帯数も明示されており、また彼らは均等な分配地を割り当てられることなど、その国家の構成に関することは具体的に記述されている。さらにまた、そのような前提に立って各種の官職の制定や諸役人の選出方法、彼らの職務内容と権限、市民の家庭生活に関する規定、教育制度の細目、経済活動全般についての規則、種々の犯罪に対する罰則など、その国の法律制度全般についての詳細な説明が与えられている。要するに、同じく「言葉によって」国家を作るのであって、このように具体的であり現実的であることが『国家』と比べてみた場合の『法律』の著しい特色である。

それでは、いったい何の目的があってプラトンは『法律』の中でこのような詳細な国家像を描いて見せたのであろうか。プラトンの『法律』執筆の意図とはどこにあったのだろうか。『第七書簡』の中のいわゆる「自伝」的な箇所、プラトンは、現実政治の実体に絶望しながらも「こうした事態そのものについても国制全般についても一体いかにすればそれらは改善されうるかを考えることはやめなかった」(325E-326A)と記述しているが、この『法律』の国家像は、彼がその後のシケリアでの政治体験をも踏まえながら、現実に実現しうる最善の国家の姿として晩年に思い描いたものであったと見てよいだろう。

それにまた、政治と哲学との一致を目標にして、彼が第一回のシケリア旅行より帰国後に創設した学園アカデメイア(BC387 創設)もそれは単に純然たる学術研究の場であったのではなく、実際政治家や立法者の養成機関でもあったことを我々は思い起こすべきであろう。プラトン自身もある新しい国家が建設された際に、立法者として招聘されたけれども、断ったという話が伝えられてい

るが、アカデメイアの学徒たちの中からは、立法者あるいは政治の助言者としてギリシャ各地に派遣される例も少なくなかった。したがってアカデメイアの学徒たちの教育のためにも、具体的に国家の一つのモデルを詳細に描いてみせる必要もあっただろうと推察されるのである。

③ 基本的な立法の理念についてのプラトンの思想

『法律』の内容が現代の我々にとってもなお意味を持つのはそれらの制度や法律の根底にあってこれを支えている基本的な理念であり、そのことについてのプラトンの思想のいくつか取り上げることにする。

立法の目的は徳

これは現代人には馴染みにくい考えであるかも知れない。現代では法と道徳とは截然と区別されているからである。しかしギリシャ語の「法（ノモス）」という語は条文の実定法を指すだけでなく、もっと広く不文の法、世の慣習全体を意味する語だったのである。「法」が社会生活全体の規範全体を意味するものだとなれば、ギリシャ人にとっては、法と道徳とは峻別されるものではなかったのである。だからこの対話篇が『法律』という表題を持ちながら、その中には多分に道徳教育論が含まれているのは、そのことによるのである。

さらに、立法者の書いたものは他のどんな詩や散文にもまさって、学校の教材として最良のものであるとか（第七巻 811C-812A）、あるいは、どんな作家の作品の中によりも、そこにこそ人生の忠告を求めるべきであるとか（第九巻 858D-859A）と言う意味のことが言われているのである。

市民を優れた良き人間にすることが、そしてそういう仕方で市民を幸福にすることが政治の要諦

立法の目的が徳であるということが、市民を優れた良き人間にすることが政治の要諦であるということであって、これはプラトンがソクラテスから受け継いだ政治に関する根本理念であったと言って良い。そのことは、たとえば、前期作品の『ゴルギアス』のなかで真の政治の術とは、市民の一人一人を優れた人間にするものことであるという観点から、プラトンは対話人物のソクラテスに、前五世紀のアテナイの著名な政治家たちのほとんどすべてを政治家としては無能であり落第であると痛罵させながら、他方、これに対してソクラテスその人には「現代の人たちの中では、僕だけが一人本当の政治の仕事を行っているだと思っている」（ゴルギアス 521D）と語らせているところにも見られることなのである。この一見逆説とも見える言明は、魂（精神）ができるだけすぐれたものになるように、つまり徳に配慮するよう勧告して廻ったというソクラ

テスの哲学的活動のうちプラトンは真に国家公共のために働く人の姿を見たということであろう。

立法の目的は思慮（知恵）、節制、正義、勇気という四つの基本的な徳の総て

この『法律』の第一巻ではクレテやスパルタにおける共同食事や体育の制度は戦争における勝利を目ざして、唯もっぱら勇気の徳のみを目指しているという点の批判から始まり、立法の目的は思慮（知恵）、節制、正義、勇気という四つの基本的な徳のすべてを目指すべきであること、そして勇気はそれらの徳の中では最下位に位置するものであることが指摘されている。

神々の崇拝、魂の尊重

第四巻の終わりから第五巻のはじめの数章にかけて、モデル国家への新しい入植者たちに対する呼びかけの言葉の中では、まず、神々を崇拝すべきであるということにつづいて、次に、魂を尊重すべきことが述べられている。「神的な善」と呼ばれる魂の徳の方が「人間的な善」である身体健康や美しさや強さ、また富よりも上位にあつてより重んずべきであるとしている。そして第一巻の終わりには「魂の世話」こそが政治術の仕事であるというふうにも言われている。

最終巻の後半では、このモデル国家の制度と法律を保全するために設けられ、国家の最高の官職にある人たちから構成されている賢者からなる神的な「夜明け前の会議」の会員には、上述の徳が全部で四つでありながら、しかも徳としては一つであるということに関連して、前期作品の『メノン』や『プロタゴラス』の問題を引き継ぎながら、「一と多」についての哲学的考察が研究課題の一つとして課せられている。

④ 政治思想

政治思想の面で、『法律』の特色を成すと思われるもの、つまり混合制、法の支配、法の支配と知識の支配（哲人政治）との関係について述べる。

混合制

いわゆる「権力の分立と均衡」の考えは、『法律』の国家に中では主として官職の制定の面に於いて見られるのであるが、政体論としての混合制の考え方は、アリストテレスに於いて別の形で受け継がれており、後にローマの歴史家ポリュビウスが当時のローマの国制のあり方に基づいて提唱した有名な混合政体の理論のさきがけとなっている。そしてこのポリュビウスの理論は、その後キケロに受け継がれ、中世を経て近代のモンテスキューなどの三権分立論につながる

ることになる。だとすれば、プラトンは混合制の理論の最初の提唱者でもあったと言える。

法の支配

国制論に関しては「法の支配」という考え方の方がもっと重要であろう。第四巻の中頃でいよいよこのモデル国家の国制はどうあるのがよいか問題になったとき、それは結局「法が支配者の上に立つ主人となり、支配者は法の下僕となるような国家」を作るべきだと結論されている。

というのは、もし主権を人間の手にはゆだねて、誰にも責任を問われることのない絶対的な権力を人間に担わせたとすれば、死すべき人間の本性は弱いものであるから、そのような絶対的な権力を手にした支配者は、その重圧に耐えかねて思慮を失ってしまい、その権力を公共の福祉よりもむしろ私利私欲のために使用して、結局は国家国民に禍をもたらすことになるだろうからである(713C～714A)。しかもこのことは、ひとり僭主(独裁)制の場合に起こるだけでなく、寡頭制や民主制の場合でも同じだとされている。

法の支配と知識の支配

法律は、もともと一般的なこと、原則的なことを定めるだけであって、人間世界の千変万化する個々の状況のすべてに対応することは出来ない。法律にはそのような限界があり以上、支配者が常に法律によって制約されるということは最善であるとは言えない。

かりに、国家社会にとっても個人にとってもその善が何であるかについての十分な知識を持っている人物が、何か神に恵みのようなものによって生まれてくるとすれば、そのような人の知識による支配の方が、原理的には、法(律)による支配に優ることは明らかである。『国家』の中で高らかに宣言されているあの有名な「哲人王」の主張も、また『政治家』の中で論じられている「唯一の正しい国制」あるいは「真実の国制」についての論もそのような「知識の支配」こそが最善の国制であることを明らかにしたものだ。

そして『法律』においても、おそらくシケリアの現実の政治情勢がプラトンの念頭にあったからであろうが、『国家』の哲人王の主張は、優れた立法者と、素質に富み節度ある僭主とが力をひとつにするときにか、あるいは「一人の人間に於いて最大の権力と思慮や節制の働きとが落ち合っ一緒になるとき」(712A)とか言うふうに、その言い方は変えられるとしても、とにかくそのようなときにこそ、最善の国制への変化は期待できると語られている。

しかしながら、そのことが最善の道であるとしても、それはやはり、政治の一つの理想論であって、哲人政治を望むのは、「人間たちの中に神」を見いだそ

うとするものであるから、人が「熟慮と経験を重ねて」そして人間の現実を直視するなら、「法の支配という次善の途」を取らざるをえないというのが、『法律』の国制論の根本命題となっている。

ただし、この点についての詳細な理論的考察は『政治家』のなかで、すでになされていたことであり、『法律』はその結論の上に立って「法の支配」をモデル国家の中に具体的に実現することがその主な仕事となっている。とはいってもこの場合の「法」とは「知性の行う秩序づけ」であるとか、あるいは、「知性の産物」とか言われており、そして後に、第十巻で述べられているように、「知（ヌゥス）」とはもともと宇宙万有を秩序づけるものとされているのであるから、法はその宇宙万有の秩序を人間社会に実現したものと見ることも出来る。

そして、神は、知性を備えた最善の魂のことなのであるから、「法の支配」とはまた「神の支配」のことでもあり、したがって、このモデル国家の国制は、そのような名前と呼ばれるのがふさわしいとも言われるのである。

⑤ 哲学思想（魂論、知性論、神学論）

『法律』の中での哲学思想について一言しておこう。第十巻の中で、神の存在証明が無神論的な考え方への反論の形で示されている。この『法律』の冒頭は「神」という語で始まっているし、また『法律』全体の序文である入植者たちへの呼びかけも、同じように「神」という語から始められているのであり、さらに人間ではなく、「神こそ万物の尺度である」というのが、本篇全体の基調をなしている考え方であり、また、すでに述べたように「法の支配」とはある意味で「神の支配」のことである。

従ってまたこのモデル国家の国制と法律を保全する機関として設けられた「夜明け前の会議」の会員も『国家』の支配者たちに課せられているのと同じように、哲学の予備学としての数学的諸学問や問答法を学ぶと共に、それに加えて魂論、知性論、神学論をも学ぶことが要求されているのである。

プラトンの晩年の哲学思想は、それ自体としては他の後期著作の中にそれぞれの主題に即して展開されているのであるが、『法律』という特殊な内容に即してであれ、以上のような「哲学的神学（自然神学）」の中に彼の最晩年の哲学思想の重要な一面を我々は見ることが出来るであろう。

三、統一思想とプラトン

プラトンの『法律』の内容の紹介を中心として、立法者の立場に立って、その哲学、思想、構想について論じてきたが、今回論述したことの中に、神観、人間観、社会観、国家観などの思想面に於いて、統一原理、統一思想と基本的なところで多くの似かよっているところを見つけることが出来る。

神の存在とその証明、霊界の存在、絶対的価値観を認めること、イデア論、魂論、人格完成の概念、結婚の神聖性、理想国家論、哲人王政治、法治主義、為政者の所有権放棄、善民育成目的の政治等-これらがその一例である。

プラトン（ソクラテス）が問題とし生涯をかけて挑戦したのは、当時のアテネの一般的な社会風潮すなわち、唯物論的無神論に起因する、絶対的価値を否定する「価値相対主義」や、行き過ぎたアテネの民主制の腐敗墮落である。ソフィストや当時の為政者や民衆一般が「無知」によりそのような考えに汚染されていたと見て、彼らに対して「対話法」による「魂の向け変え」に努め、その中で、人間はいかにあるべきか、また、理想の社会・国家はいかにあるべきかということを徹底的に追求して、執筆されたのがプラトンの著作集である。プラトンの置かれた状況が現代社会に於ける統一運動の置かれた状況と共通するところ大である。プラトンの思想や構想が統一運動の参考になる所以である。

今回は、プラトンの法律に関する思想の一端について言及したが、その他、プラトンの国家論、政治論等研究すべき重要なテーマは数多く残っている。それらと統一原理と統一思想との比較研究は今後の課題として残すことにする。これを機に統一思想とプラトン思想の本格的比較研究を「統一思想研究」の中に位置付けられることを念願する。

参考文献

- 「法律」（プラトン、森・池田・加来訳、岩波書店）
- 「国家」（プラトン、藤沢令夫訳、岩波書店）
- 「政治学」（アリストテレス、山本光雄訳、岩波書店）
- 「ユートピア」（トーマス・モア、平井正穂訳、岩波書店）
- 「これからの正義の話をしよう」（マイケル・サンデル、鬼澤忍訳、早川書房）
- 「法の究極にあるもの」（尾高朝雄、有斐閣）
- 「統一思想要綱」（統一思想研究院、光言社）